

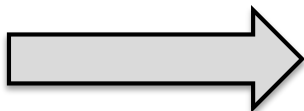
参考資料

平成29年9月22日

都道府県ごとの消費状況に関連する統計

1 マクロの経済活動状況を把握できる統計

- (1) 国民経済計算
- (2) 産業連関表

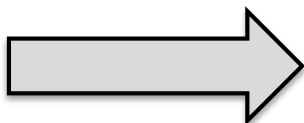


中間投入、最終消費等を把握する統計
(「加工統計」として作成される)

※県民経済計算及び各都道府県作成の産業連関表は、各都道府県が自治事務として作成
※家計最終消費支出額は、家計調査等の需要側統計をベースに推計。

2 供給者(売上げ)側の統計

- (1) 経済センサス-活動調査
- (2) 商業統計調査



消費活動を供給事業者側から把握する統計
(全数調査)

⇒地方消費税の清算基準に使用している

3 需要者(消費者)側の統計

- (1) 家計調査
- (2) 全国消費実態調査
- (3) 家計消費状況調査



家計側から消費の実態を把握する統計
サンプル調査により作成

県民経済計算の特長・課題

1 県民経済計算の特長(統計からわかること)

各都道府県という行政区域における経済活動の実態を、総合的に把握することができる。

- ① 各都道府県経済の規模や経済成長率を計測することにより、各都道府県経済の動向を知ることができる。
- ② 各都道府県の産業の構造や推移を知ることができる。
- ③ 付加価値の分配の状況や所得水準を知ることができる。
- ④ 消費、投資、移出等の需要の構成や推移を知ることができる。
- ⑤ 制度部門間の所得の移転関係を捉えることにより、所得の再配分の状況を知ることができる。
- ⑥ 制度部門別に消費や投資の状況を知ることができる。
- ⑦ 全国との比較及び都道府県間の比較により、各都道府県経済の位置付けを知ることができる。

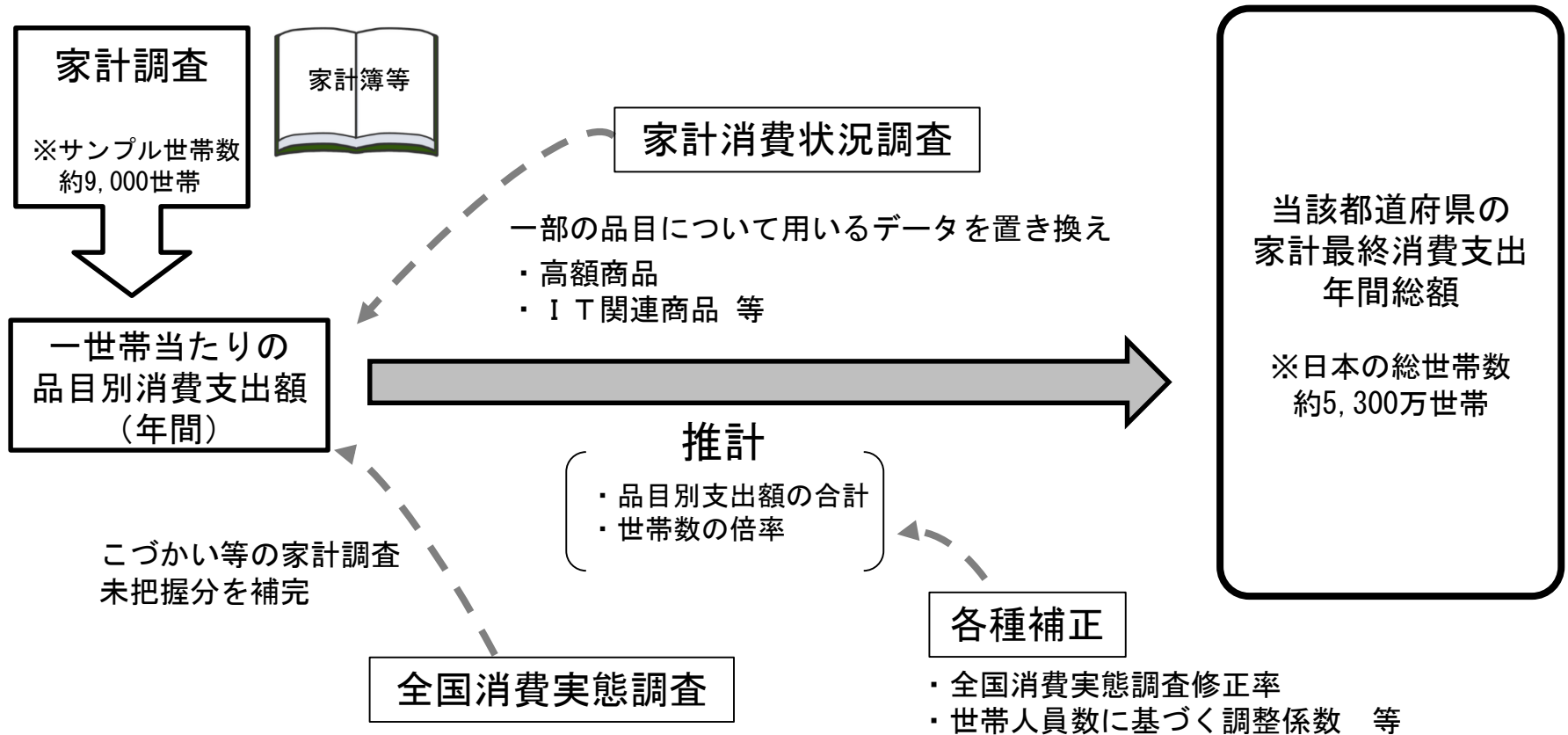
【出典】内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算標準方式」を参照

2 県民経済計算の課題

各都道府県の基礎資料の整備状況、推計の発展段階により、推計方法が必ずしも全都道府県同一でないこと。

【出典】内閣府HP参照

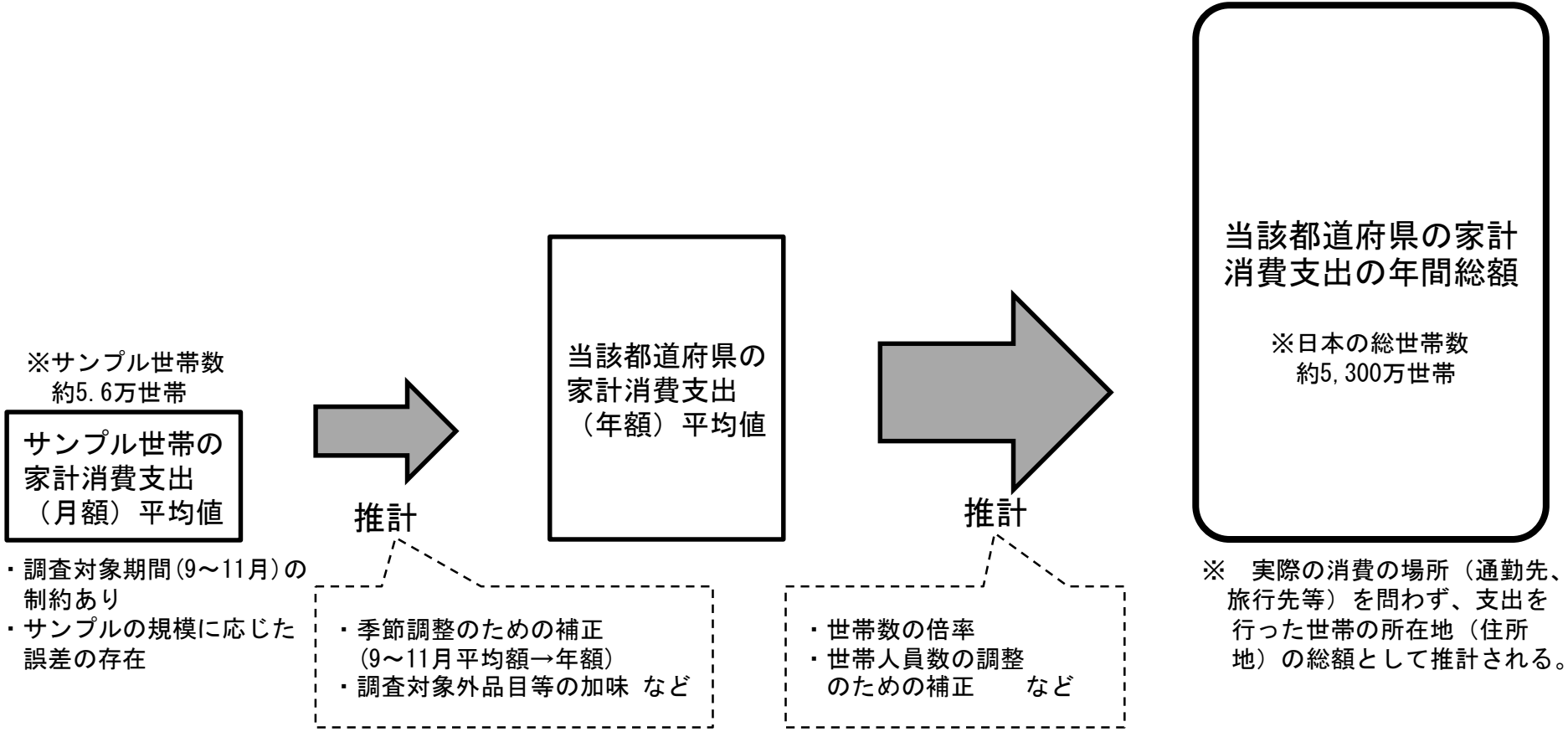
県民経済計算における家計最終消費支出の推計方法(基本的なパターン)



【課題】

- ① 各都道府県の基礎資料の整備状況、推計の発展段階により、推計方法が必ずしも全都道府県同一でないこと。
- ② サンプル抽出上の誤差が推計により拡大すること。

需要者(消費者)側統計(全国消費実態調査)からのアプローチ方策



➡ 【課題】抽出されたサンプル世帯の消費動向や、調査対象期間の消費動向の偏りが拡大されるのではないか。

【出典】統計局HP等を参考に自治税務局作成

サンプル調査における標準誤差

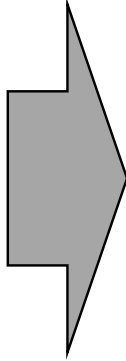
標準誤差

サンプル調査から得られた推定値と全数調査を行った場合に得られる真の値の距離を「標準誤差」といい、標準誤差を真の値に対する比率で示したものを「標準誤差率」という。

標準誤差は標本数に反比例して小さくなり、例えば標準誤差を $1/n$ とするためには標本数を n^2 する必要がある。

上記の考えに基づき、平成26年全国消費実態調査における都道府県別推定値（消費支出額(二人以上の世帯)）の標準誤差率を全国推定値（同）の標準誤差率と同値にする場合に必要な調査世帯数を推計すると、以下の通りとなる。

都道府県		現行調査世帯数	現行標準誤差率
1	北海道	1,981	2.0
2	青森県	676	3.2
3	岩手県	682	2.8
4	宮城県	722	2.6
5	秋田県	706	2.9
⋮			
43	熊本県	680	2.7
44	大分県	692	2.6
45	宮崎県	691	2.8
46	鹿児島県	703	2.8
47	沖縄県	669	2.8
全 国		49,647	0.4



設定標準誤差率	調査世帯拡大率	必要調査世帯数
0.4	25.00	49,525
0.4	64.00	43,264
0.4	49.00	33,418
0.4	42.25	30,505
0.4	52.56	37,109
⋮		
0.4	45.56	30,983
0.4	42.25	29,237
0.4	49.00	33,859
0.4	49.00	34,447
0.4	49.00	32,781
—	—	1,602,597

【出典】統計局資料(全国統計表 所得分布等に関する結果第47表) を基に自治税務局作成

実際の「消費」の場所と統計に計上される数値とのズレについて

	供給側統計	需要側統計
小売	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット、通信販売 ・家庭用品等の越境持ち帰り購入 </div> <p>など小売の一部について、実際の消費地と統計データのズレが発生し得る。 (インターネット、通信販売については、清算基準から除外(H29改正))</p>	<p>全ての商品(自宅に持ち帰る家庭用品等を除く。)、サービスについて、通勤先、旅行先等で行った消費も全て消費者が属する世帯の住所地に計上される結果として、実際の消費地と統計データのズレが生じ得る。</p>
サービス	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信業、旅行業 </div> <p>などサービスの一部について、実際の消費地と統計データのズレが発生し得る。 (※一方で、飲食業をはじめとするサービス業の多くは、売上げの場所が消費地と考えられる。) (情報通信業、旅行業等は、清算基準から除外(H27改正))</p>	

需要側統計についての国会答弁

〔平成29年5月30日
衆議院総務委員会〕

(緒方林太郎委員)

平成二十七年度には、情報通信、旅行業等については除外をした。人口とか従業員の比率でこれまで割り振っていたのを、人口、従業員の比率を見直したとか、今年度については、通信、カタログ、インターネット販売等を除外したとか、いろいろな見直しを行っていますが、根本的な疑問として、この清算基準を見直すときのデータが、実は商業統計等の供給サイドのデータを使ってやっているということであり、供給サイドのデータを使うから、だから、東京とかそういったところで購入したものがそこで計上され、消費税を最後に清算するとき東京に乗ってしまうということがあるんですが、何で家計調査等の需要サイドのデータを使ってやらないんですか。総務省。

(林崎自治税務局長)

お答えいたします。地方消費税の清算基準として用いる統計は、地方消費税は多額の税収でございますので、その帰属を決定するということになりますので、関係者が合理的であると納得できるものであることが必要でございます。こういったことから、現行制度では、都道府県別の消費を的確に捉えるために、全数調査である、今御指摘ありました供給側、売り上げ側の統計を利用しているところでございます。ただ、この統計につきましても、先ほども御指摘にあったアマゾンのような話がありますけれども、やはりそのまま使ってはどうもまずかろうといったような、統計データが消費地とずれるようなことになるようなものにつきまして、これは、その業種等を除外して清算基準を算定するという対応を行ってきております。

御指摘の需要サイドの統計データでございますけれども、確かに、需要サイドできちっととればいいんですけれども、例えば、需要サイド統計につきましてサンプル調査を用いますと、サンプル数が少ないような場合は、抽出されたサンプルの消費動向に偏りがあると影響が大きいですし、あるいは、調査時期が限られていますと、その時期によりまして消費動向に偏りが生じたりする、そういったおそれがありまして、それが、先ほど申し上げたような、大きな税収を左右してしまうという課題がございます。それから、消費者側の統計は住所地に数値が計上されるため、今度は通勤先とか旅行先などの住所地外で実際に行った消費の額が反映されなくなるといった課題もありますので、現在は、先ほど申し上げたとおり、全数調査であります供給側、売り上げ側の統計を利用しているところでございます。

4 研究会における問題意識と検討の視点

(2)『最終消費地』概念の整理と清算基準に用いる統計との関係の検証

（前略）地方消費税の清算基準として用いる統計としては、多額の税収の帰属を決定するものであることから、関係者が合理的であると納得できることが必要であり、具体的には下記の要件を満たしている必要がある。

○信頼性、連続性のあるものであること

○政策の運営等の基礎情報として特に重要なものと位置付けられる『指定統計』であること

○都道府県別の消費を的確に捉える必要があることからサンプル調査でないこと

我が国において得られる需要サイドの指定統計では、『家計調査』『全国消費実態調査』等があるが、前者が約9,000世帯、後者が約55,000世帯のサンプル調査であり、上記要件を勘案すると清算基準に用いることは困難である。

（中略）

（前略）もとより需要サイドの統計を用いて清算を行うことは現在の我が国においては不可能であることから、諸条件を満たした所与の統計を用いて行っている現在の清算基準には一定の合理性があることは当然である。

5 まとめ

(1)清算基準の見直しの考え方

地方消費税の税収額は平成17年度決算ベースで約2.6兆円と非常に大きく、また地方税体系における地方消費税の役割は拡大することはありこすすれ、縮小することは考えられず、それを支える清算基準には確固たる理論的裏付けを伴う仕組みであることが求められる。

また、地方消費税の清算基準は、客観的なものとして合意が得られるという観点から①最終消費を的確に捉えていること、また、頻繁に見直す必要がない基準であるべきとの観点から②制度的に安定していること、いたずらに精緻化するのではなく住民から見て税収の帰属が分かりやすいという観点から③基準が簡素であること、という要件を満たしていることが必要であるといえる。

平成19年度研究会及び平成21年度研究会の報告書のポイント

平成19年度研究会報告書 (「地方消費税の清算基準に関する研究会報告書」(平成20年4月))

- ・我が国で得られる統計の現状を踏まえつつ、できる限り統計により「最終消費」を把握すべき
- ・「商業統計」及び「サービス業基本統計」を用いるという方針は維持しつつ、「経済センサス」導入の際には適切な対応が必要
- ・政府部門は負担した消費税を他に転嫁できないという意味において最終的な地方消費税の負担者であり、政府支出額を把握できる統計等の調査を行い、理論的な整理を含め、引き続き検討
- ・正確に都道府県別の「最終消費」が把握できないもの及び、統計対象でない部門については、消費代替指標として「人口」を用いることも、理論的には十分合理的
- ・「従業者数」は、消費代替指標としての性格がある一方、消費譲与税や地方消費税の導入の経緯から採用されている面もある
- ・「最終消費地」はサービスについては、「最終消費地」＝「購入地」とみなせるものの、小売については、「最終消費地」＝「購入地」ではなく実際に使用(消費)した「居住地」
- ・供給サイドの統計の数値と「居住地」における需要サイドの数値との間のズレを清算基準に反映させるためには2つの方向性
 - ① 商業統計の小売年間販売額を昼夜間人口比率で補正
 - ② 統計のカバー率を一定程度引き下げる(人口で清算する範囲を広げる)
- ・統計を用いるカバー率(75%の率)については(産業連関表による分析を行ったが、)引き続き検討を深める必要
- ・カバー率を引き下げることも考えられるが、カバー率が1/2程度まで低下するようであれば、カバー率を1/2、人口代替部分を1/2とするなどカバー率の考え方そのものの見直しを図るべき
- ・日本においては、地域ごとの配分比率を正確に求めるという目的に対して十分な精度を持つ産業連関表がない。(が、)今後のあるべき清算基準の方向性を示す有意義なアプローチとして、産業連関表を用いて引き続き清算基準の分析を深める必要

- ・事業所単位の把握が困難であり、企業単位での把握となるものについて、2通りの考え方あり
 - ① 全国合計の数値は把握できるため、統計対象部分として取り扱う
 - ② 都道府県別の数値が把握できないことから、統計対象外部分として取り扱う
- ・電気・ガス・水道業については、各業界団体や所管省庁が編集・作成している統計が存在
- ・情報通信業、運輸業等については、当該業種に係る最終消費と相関性のある人口を代替指標として考えることができる
- ・統計対象外となる部分の取扱いについては、人口と従業者数を一定の割合で用いる、人口のみを用いるなどの整理が考えられる
- ・清算基準の制度設計に当たっては、市町村に対する交付基準も視野に入れた議論が必要
- ・小売業に関する統計の数値が計上される都道府県(供給地)と、実際に購入された商品が消費される都道府県(消費地)とは、必ずしも一致しないという統計上の制約
- ・通信販売・インターネット販売等の売上げを人口という代替指標を用いてあん分することも検討に値する
- ・経済センサスの導入が清算基準の精緻化に一定の役割を果たすことを期待

研究会(平成19・21年度)における更なる検討事項

研究会では、前記の問題意識に基づいて各々検討を行い、以下の点について、更に検討を要するとされていた

- 都道府県別の数値が把握できない業種の取扱い
 - ・ 当該業種について、各業界団体や所管省庁が編集・作成する統計の利用
 - ・ 当該業種に係る最終消費と相関性のある何らかの指標(代理指標)を用いることで最終消費地の帰属地を明らかにすること
- 小売業に関する統計データが計上される都道府県と商品が実際に消費される都道府県(消費地)とが必ずしも一致しないこと(統計上の制約)に対し、当該ズレの補正方策の一層の検討
- 非課税部門への中間投入額や政府支出額についての把握を進め、清算基準との関係を検討すること



経済センサスが全業種を対象とし、最終消費が全て把握されることが期待されることを踏まえ、引き続き検討していく必要がある

(研究会当時は、経済センサスの導入による都道府県別消費のより広範な把握への期待があった)

商業統計と経済センサス-活動調査(小売業)との関係

商業統計	経済センサス-活動調査(小売業)
<p>(昭和29年開始)</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成19年(平成20年11月公表)</p> <p>全数調査(清算基準に利用)</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成26年(平成27年12月公表)</p> <p>全数調査(清算基準に利用)</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成31年</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">毎年度化? サンプル調査化?</p>	<p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成24年(平成26年2月公表)</p> <p>全数調査 ・都道府県別データ(年間商品販売額)あり</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成28年(平成30年3月公表予定)</p> <p>全数調査</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">平成33年</p> <p>全数調査</p>

【参考】商業統計のサンプル調査化

○ 商業統計の今後の変更

〈平成29年5月19日 統計改革推進会議 最終とりまとめ〉

・ 総務省及び経済産業省は、営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設する。

平成29年5月30日 衆議院・総務委員会
(緒方委員)

例えば商業統計とかは全数調査であるという話でしたが、これは経済産業省にお伺いをいたしたいと思えます。今、統計改革の中で商業統計等の見直しをしていて、これから全数調査ではなくてサンプル調査の方に切りかえていくというふうに理解をいたしておりますが、経済産業省、いかがですか。

(吉村政府参考人:経済産業省大臣官房審議官)

お答え申し上げます。本年一月に設置されました統計改革推進会議におきまして、GDP統計の精度向上に向けた検討等がなされ、今月十九日に最終取りまとめが行われたところでございます。その中で、GDP統計の精度向上に資するため、GDP年次推計のための一次統計に主として用いられております商業統計につきましては、商業マージンなどを毎年把握できますよう、調査項目を重点化した上で、現行の実質五年に二回の調査頻度から、平成三十一年度からになりますが、毎年実施に変更することとしております。より詳細な調査計画につきましては、今後、有識者等をメンバーとする研究会を開催しまして、具体化を図っていくこととしておりますが、調査頻度が増加することを踏まえまして、調査対象者の負担の軽減に配慮するとともに、調査の効率化あるいは早期公表の観点から、御指摘がございました点につきまして、調査対象数について、これまでの全数調査から標本調査に変更し、また、調査経路につきましても、国直轄による民間事業者を活用した調査の実施を念頭にしているところでございます。

商業統計については、サンプル調査化される可能性があるが、今後の統計改革の動向を踏まえて検討を行うこととするか。